



背景

- 石綿は国内において製造・輸入禁止(平成18年)
しかし、今後石綿を使用した建築物が老朽化に伴い解体が増加する見込み。
- アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(平成17年)
 - ・ 環境省では、建築物の解体現場周辺における実測調査を引き続き実施することが必要。
- 中環審の中間答申(平成25年2月)、
大防法改正の参議院附帯決議(平成25年6月)
 - ・ 今後の課題として、特定建築材料以外の石綿含有建材(以下「レベル3」という。)を除去する時の飛散防止対策、リスクコミュニケーションの増進、事前調査結果の信頼性確保等。
- 大防法が改正(平成25年6月)され規制強化（施行：平成26年6月）
 - ・ 解体工事の事前調査義務化、立入検査対象の拡大等。
- 総務省の行政評価・監視の勧告(平成28年5月)
 - ・ 解体時の事前調査の適正な実施の確保、敷地境界等での測定の義務付けに係る技術的な課題の早急な検討、レベル3建材除去の実態把握と所要の措置、災害時に備えた対策内容の周知徹底と対策強化等を講ずる必要がある。

事業の目的

- 石綿による大気汚染状況を、国民に対し情報提供。
- 解体等作業の適正化が推進され、石綿飛散防止対策が充実。
- 事前調査の方法やレベル3建材を除去する時の飛散防止対策などに課題について検討



石綿の飛散防止対策の更なる強化のあり方を整理

事業スキーム

請負（民間）

期待される効果

石綿による大気汚染状況を、国民に対し情報提供。
解体等作業の適正化が推進され、石綿飛散防止対策が充実。

事業内容

(1) アスベスト濃度モニタリング事業

今後、石綿を使用した建築物の解体が増加することから、引き続き、建築物解体現場、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染の状況及び傾向を把握する。

(2) 建築物の解体等における石綿の飛散防止対策検討調査

ア アスベスト飛散防止対策の総合的な検討

改正大防法施行から間もなく5年となることを見据え、事前調査の方法やレベル3建材を除去するときの飛散防止などについて検討を行い、石綿の飛散防止の更なる強化のあり方を整理するとともに、解体等工事での適切な施工を確保するとともに、制度改正に合わせてマニュアルを整備するため、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等の改訂に向けた事例収集、検討等を行う。

また、現行の大防法では規制されていないレベル3建材は、多種多様であるとともに、多くの建築物で使用されていることを踏まえ、除去する時の石綿の飛散防止対策のあり方について2019年度も引き続き事例収集や検討を行い、石綿の飛散防止の更なる強化のあり方を整理するとともに、レベル3建材除去時のマニュアルを作成する。

イ 事前調査等の石綿飛散防止対策やリスクコミュニケーションに関する技術講習会・説明会

都道府県等による解体現場への効果的・効率的な立ち入り検査に資するため、事前調査や石綿漏えい監視等に関する技術講習会を行うとともに、ガイドラインに基づく事業者による周辺住民へのリスクコミュニケーションの実施促進に向けた説明会を行う。また、行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、自治体における効果的な取組事例の収集及び周知を行う。